

京丹後市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和元年度に実施した監査結果を、次のとおり公表する。

令和元年6月19日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 藤 田 太

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

2 監査の対象

- (1) 団体 社会福祉法人 みねやま福社会
- (2) 所管課 教育委員会子ども未来課、健康長寿福祉部長寿福祉課

3 監査の範囲

平成30年度に交付した補助金に係る出納その他の事務事業の執行状況

4 監査の期間

平成31年4月17日から令和元年6月17日まで
(監査実施日：令和元年5月29日)

5 監査の方法

財政援助に係る監査対象団体の出納及びその他の事務が、補助金等の趣旨や目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、補助金等交付に関連して、所管課の監査対象団体に対する指導監督が適切に行われているか

どうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ所管課等から調書等の資料提出を求め審査するとともに、必要に応じて関係書類、会計経理帳票、証拠書類等の確認、照合及び調査を行うとともに、監査実施日には所管課同席のもと、監査対象団体の担当者より説明を受け、関係書類及び帳票を確認した。

6 団体の概要

(1) 名称 社会福祉法人 みねやま福祉会

(2) 所在地 京都府京丹後市峰山町呉服10番地

(3) 設立

昭和25年11月 児童福祉法による乳児院として認可を受け、峰山乳児院を開設

昭和27年5月 社会福祉法人峰山乳児院として認可

平成4年12月 社会福祉法人みねやま福祉会（以下、「みねやま福祉会」という。）に法人名変更

(4) 目的（みねやま福祉会定款より）

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会等において営むことができるよう支援する。

(5) 事業内容（みねやま福祉会定款等より）

ア 第一種社会福祉事業

(ア) 乳児院の経営

(イ) 児童養護施設の経営

(ウ) 特別養護老人ホームの経営

イ 第二種社会福祉事業

(ア) 保育所の経営

(イ) 子育て短期支援事業の経営

(ウ) 一時預かり事業の経営

(エ) 幼保連携型認定子ども園の経営

(オ) 老人短期入所事業の経営

(カ) 老人デイサービス事業の経営

(キ) 老人介護支援センターの経営

- (ク) 老人居宅介護等事業の経営
- (ケ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (コ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (サ) 地域密着型通所介護事業の経営
- (シ) 第一号訪問事業の経営
- (ス) 第一号通所事業の経営
- (セ) 特定相談支援事業の経営
- (ソ) 障害福祉サービス事業の経営
- (タ) 障害児相談支援事業の経営
- (チ) 一般相談支援事業の経営
- (ツ) 地域活動支援センターの経営
- (テ) 障害児通所支援事業の経営
- (ト) 福祉人材養成センターの経営

ウ 公益事業

- (ア) 訪問入浴介護事業
- (イ) 居宅介護支援事業

エ 京丹後市からの受託事業（監査対象事業所関係を抜粋）

- (ア) 京丹後市立大宮北保育所運営業務
- (イ) 京丹後市病児保育事業
- (ウ) 京丹後市保育事業
- (エ) 京丹後市介護予防支援
- (オ) 京丹後市介護予防ケアマネジメント
- (カ) 京丹後市移動支援事業・障害者日中一時支援事業
- (キ) 京丹後市障害者生活サポート事業

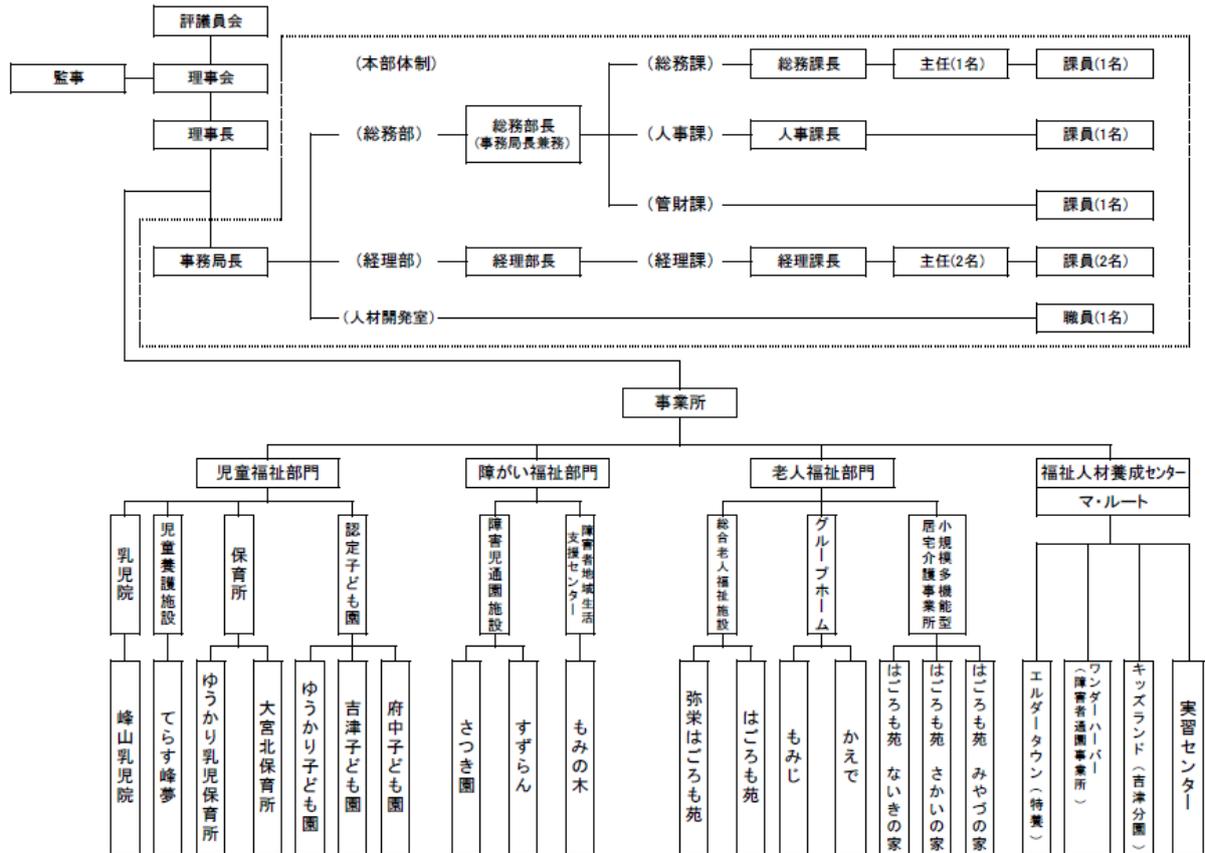
(6) 組織

定款の規定により、みねやま福祉会には理事6名（うち理事長1名）、監事2名の役員が置かれている。

職員は、平成31年4月1日時点において、常勤職員330名、非常勤職員245名の計575名で構成されている。

みねやま福祉会の組織図は、次のとおりである。

<社会福祉法人みねやま福祉会 組織図>



7 団体に対して支出した補助金

(1) 保育所保育事業補助金

ア 保育所等整備交付金 (大規模修繕)

交付申請額 7, 193, 000円

交付確定額 7, 193, 000円

イ 障害児保育事業

交付申請額 8, 227, 500円

交付確定額 8, 227, 500円

ウ 延長保育事業

(ア) ゆうかり子ども園

交付申請額 3, 437, 620円

交付確定額 3, 355, 700円

※補助対象経費の減少により交付確定額が減額となった。

(イ) ゆうかり乳児保育所

交付申請額 300, 000円

交付確定額 300, 000円

エ 一時預かり事業

交付申請額 690,030円

交付確定額 706,468円

※補助対象経費の増加により交付確定額が増額となった。

(2) 保育対策総合支援事業費補助金

落下事故防止対策事業

交付申請額 64,750円

交付確定額 64,750円

(3) 高齢者福祉施設整備助成事業

特別養護老人ホーム弥栄はごろも苑建設資金借入金償還補助

ア 独立行政法人福祉医療機構借入分

交付申請額 2,934,535円

交付確定額 2,934,535円

イ 京都北都信用金庫借入分

交付申請額 96,623円

交付確定額 96,623円

(4) 敬老会事業費補助金

ア 総合老人福祉施設弥栄はごろも苑敬老会事業

交付申請額 98,000円

交付確定額 98,000円

イ 総合老人福祉施設はごろも苑敬老会事業

交付申請額 94,000円

交付確定額 92,000円

※補助対象者数の変更により交付確定額が減額となった。

上記(1)から(4)における交付申請額合計と交付確定額合計は、次のとおりである。

交付申請額合計 23,136,058円

交付確定額合計 23,068,576円

(5) 補助金支出の根拠

ア 地方自治法第232条の2

イ 京丹後市補助金等交付規則

ウ 京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱

エ 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

オ 京丹後市高齢者福祉施設整備利子補給金交付要綱

カ 京丹後市敬老会事業費補助金交付要綱

8 監査の結果等

各補助事業に関する交付要綱並びに京丹後市補助金等交付規則に基づく手続及び会計処理の事務について、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、個々の所見は以下に記載のとおりであるが、口頭により指導を行った軽易な事項については、その都度関係職員に対し改善・検討を要請したので記載は省略する。

(1) 保育所保育事業補助金

ア 保育所等整備交付金（大規模修繕）

ゆうかり子ども園の保育事業の充実を図るため、トイレ改修工事及び遊戯室空調設備工事に要する経費の一部を補助した。園児用トイレの便器の交換、タイルの張替え等で園児が使いやすいトイレとなり、衛生環境が改善された。また、遊戯室にエアコンを設置し、夏季の暑さ対策や冬季の暖房器具使用による負傷リスクの回避等、保育環境の整備が図られた。

補助金の手続については、京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱等に基づき適正に行われていた。

イ 障害児保育事業

ゆうかり子ども園で障害児等を受入れるに当たり、通常の配置基準よりも多い保育士等が必要になるため、人件費の一部を補助し、障害児等に対する適切な保育の確保を図り障害児保育を推進した。

補助金の手続については、京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱等に基づき適正に行われていた。

ウ 延長保育事業

ゆうかり子ども園とゆうかり乳児保育所で延長保育を行うに当たり、その運営に係る人件費等の一部を補助し、事業の安定的な実施を促進した。

補助金の手続については、京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱等に基づき適正に行われていた。

エ 一時預かり事業

ゆうかり子ども園で一時預かり事業を行うに当たり、その運営に係る人件費等の一部を補助し、事業の安定的な実施を促進した。

補助金の手続については、京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱等

に基づき適正に行われていた。

今後も、障害児保育や延長保育等、保育を必要とする保護者の期待に応えることはもとより、多様化する保育ニーズにも対応できる保育事業の運営を期待するものである。

(2) 保育対策総合支援事業費補助金

ア 落下事故防止対策事業

市立大宮北保育所の経年劣化した鉄棒用下敷きマットの更新に対する購入経費の一部を補助し、保育環境の整備を図った。

補助金の手続については、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱等に基づき適正に行われていた。

(3) 高齢者福祉施設整備助成事業

ア 特別養護老人ホーム弥栄はごろも苑建設資金借入金償還補助

(ア) 独立行政法人福祉医療機構借入分

当該補助金は、法人経営の安定と老人福祉施設の充実を図るため、平成20年12月に開設した特別養護老人ホーム弥栄はごろも苑施設整備に係る借入金の償還利子に対して、利子補給金を交付したものである。

補助金の手続については、京丹後市高齢者福祉施設整備利子補給金交付要綱等に基づき適正に行われていた。

なお、交付要綱は、平成29年度をもって廃止となっており、経過措置により、利子補給金は令和10年度まで交付することになっている。

(イ) 京都北都信用金庫借入分

当該補助金は、上記(ア)と同様に特別養護老人ホーム弥栄はごろも苑施設整備に係る借入金の償還利子に対して利子補給金を交付したものである。

補助金の手続については、京丹後市高齢者福祉施設整備利子補給金交付要綱等に基づき適正に行われていた。

なお、交付要綱廃止に伴う経過措置により、利子補給金は令和5年度まで交付することになっている。

(4) 敬老会事業費補助金

ア 総合老人福祉施設弥栄はごろも苑敬老会事業

当該補助金は、弥栄はごろも苑で開催された敬老会事業の経費(食糧費、消耗品費等)を補助するもので、補助対象者は44人である。

本事業は、施設では年に1度の大きな行事になっており、開催に当たっ

ては多くの入所者が楽しめるよう、身体状況に応じて参加しやすい方法が考えられている。また、入所者だけでなく米寿、喜寿等の対象者の家族の参加やボランティアの協力の中で行われている。

補助金の手続については、京丹後市敬老会事業費補助金交付要綱等に基づき行われていたが、申請書は、事業の性質に鑑み、所管課と連携をとり適切な期日に提出するとともに、実績報告書は、要綱第7条に「敬老会開催後速やかに提出する」とされているので要綱に基づき行われたい。

イ 総合老人福祉施設はごろも苑敬老会事業

当該補助金は、はごろも苑で開催された敬老会事業の経費（食糧費、消耗品費等）を助成するもので、補助対象者は41人である。

はごろも苑においても年に1度の大きな行事になっており、開催に当たっては、参加者の身体状況に配慮した参加しやすい方法が考えられている。また、ゆうかり乳児保育所の園児の遊戯や交流、関連事業所職員による演芸披露など、みねやま福祉会をあげての開催に努めている。

補助金の手続については、京丹後市敬老会事業費補助金交付要綱等に基づき行われていたが、申請書は、事業の性質に鑑み、所管課と連携をとり適切な期日に提出するとともに、実績報告書は、要綱第7条に「敬老会開催後速やかに提出する」とされているので要綱に基づき行われたい。

みねやま福祉会は、社会福祉法人を取り巻く経営環境が厳しさを増す中にあっても人材の確保や育成、職員の定着に向けた取組みを行い、地域における社会福祉の向上に大きく貢献している。

今後も、社会福祉事業の発展及び地域における福祉の推進につながるよう、市からの補助金についてもその効果の検証に努めながら有効に活用されたい。

また、所管課においては、補助金の交付方法について交付を受ける団体にとって使い勝手はどうか等、交付対象団体の意見を参考にしながら、要綱の内容について必要に応じた見直しも含めて検討されたい。

今後も、みねやま福祉会と連携を図りながら、本市における福祉の推進に努められたい。